廃 第 1 5 9 4 号 平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会会長 様

> 千葉県環境生活部長 (公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 (1) 被処分者

所 在 地 群馬県高崎市八幡町217番地7

氏 名 株式会社クリエートイワサキ

代表 者 代表取締役 岩崎 充伸

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200058062号

許可年月日 平成25年8月28日

事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (3) 処分年月日 平成30年12月19日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

株式会社クリエートイワサキの取締役である岩崎充実は、前橋地方裁判所高崎支部において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反し、平成30年7月11日に懲役8月執行猶予3年の刑の言渡しを受け、同月26日に刑が確定した。

この事実により同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号二(法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの)に該当した。

2 (1) 被処分者

所 在 地 東京都江戸川区大杉二丁目1番9号

氏 名 株式会社大忠

代表者 代表取締役 関口 剛生

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200183843号

許可年月日 平成27年8月25日

事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (3) 処分年月日 平成30年12月19日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

株式会社大忠の代表取締役である関口剛生は、東京地方裁判所において、道路 交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反し、平成30年6月29日に 懲役3月執行猶予2年の刑の言渡しを受け、同年7月14日に刑が確定した。

この事実により同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ(法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの)に該当した。

3 (1) 被処分者

所 在 地 千葉県千葉市中央区栄町35番14号

氏 名 株式会社関東ミキシングコンクリート

代表者 代表取締役 帶川 秀高

(2) 許可内容

ア 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可

許可の番号 第28-1-449号

許可年月日 平成28年4月22日

事業の区分 汚泥の脱水施設

イ 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可

許可の番号 第28-1-450号

許可年月日 平成28年4月22日

事業の区分 木くず又はがれき類の破砕施設

ウ 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可

許可の番号 第28-1-451号

許可年月日 平成28年4月22日

事業の区分 廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の

破砕施設

- (3) 処分年月日 平成30年12月19日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社関東ミキシングコンクリートは、平成30年12月17日に千葉県 知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)法第14 条3の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の 許可の取消しを受けた。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するため、法第15条の3第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号ニ)に該当した。

環境生活部廃棄物指導課 監視指導室 指導担当

 ${\tt TEL} \quad {\tt 043-223-2684}$

FAX 043-221-5789